髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 丁
 担
 内

 丁
 目
 2
 0

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

条	条 例	ページ
	◎高知県税条例の一部を改正する条例	2
	◎高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関	
	する条例の一部を改正する条例	2
	◎森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部	
	を改正する条例	4

◎高知県流域下水道条例の一部を改正する条例

公布された条例のあらまし

- ◆高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第39号)
- 1 条例改正の目的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年 法律第134号)が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

- ◆高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (高知県条例第40号)
- 1 条例改正の目的

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の 簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行により行政手続等における情報 通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)が一部改正されたこと等を考 慮し、情報通信技術を活用した行政の推進について、行政手続に係る関係者の利便性の 向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図るため、情 報通信技術を利用する方法により行政手続を行うために必要となる事項を定める等必要 な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 情報システム整備計画等

知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関等の情報システムの整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画を策定することとし、県の機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備することとすること。(第3条及び第4条)

(2) 手続等における情報通信技術の利用

申請等に係る手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができることとすること。(第5条)

(3) 添付書面等の省略

他の条例等において申請等に際して添付することが規定されている規則等で定める 書面等について、県の機関等が、規則等で定める措置により当該書面等により確認す べき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを 要しないこととすること。(第10条)

(4) 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正

情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずることとすること。(第11条)

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

- ◆森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第41号)
- 1 条例改正の目的

森林総合センターのうち高知県立森林研修センターに置かれている研修館について、

2 施行期日

この条例は、公布の目から施行することとした。

◆高知県流域下水道条例の一部を改正する条例(高知県条例第42号)

1 条例改正の目的

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行による下水道法(昭和33年法律第79号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

∕z /□

条例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 合和3年10月22日

高知県知事 濵田 省司

高知県条例第39号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。 付則第28条の2第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を ここに公布する。

令和3年10月22日

高知県知事 濵田 省司

高知県条例第40号

高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する 条例

高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年高知県条例第65号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同条第1号中「規則」を「規則等」に、「第138条の4第2項に規定する規程」を「第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程」に、「管理規程を含む」を「企業管理規程をいう」に改め、同条第10号を同条第11号とし、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第8号を同条第7号に後段として次のように加え、同号を同条第8号とする。

この場合において、経由機関(法令又は条例等の規定に基づき県以外の地方公共団体若しくはその機関又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該県以外の地方公共団体若しくはその機関又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用

. .

する。

第2条第6号に後段として次のように加え、同号を同条第7号とする。

この場合において、経由機関(法令又は条例等の規定に基づき県以外の地方公共団体若しくはその機関又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該県以外の地方公共団体若しくはその機関又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの(議会及び県の機関等、国の機関並びに県以外の地方公共団体及びその機関を除く。)をいう。

第8条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、県の機関等が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に、「申請等」を「県の機関等に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「方法により」を「方法により随時」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の3条を加える。

(適用除外)

- **第9条** 次に掲げる手続等については、第5条から前条までの規定は、適用しない。
- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されている もの(第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行 うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第11条 知事は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受することができるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第7条を削る。

第6条第1項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「行うこととしている」を「行うことが規定されている」に、「規則」を「規則等」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「電磁的記録の作成等を」を「電磁的記録により行われた作成等」を「電磁的記録により行われた作成等」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定に規定する」を「規定により」に、「当該作成等に」を「当該条例等その他の当該作成等に」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「により署名等をすることとしているもの」を「において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「規則」を「規則等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第8条とする。

第5条第1項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「行うこととしている」を「行うことが規定されている」に、「規則」を「規則等」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「書類の縦覧等を」を「書類により」に改め、同条第2項中「行われた縦覧等」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定に規定する」を「規定により」に、「当該縦覧等に」を「当該条例等その他の当該縦覧等に」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「行うこととしている」を「行うことその他のその方法が規定されている」に、「規則」を「規則等」に、「電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して」を「規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「行われた処分通知等」を「電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該処分通知等に」を「当該条例等その他の当該処分通知等に」に改め、同条第3項中「行われた処分通知等は、同項の」を「電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「により署名等をすることとしているもの」を「において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「規則」を「規則等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分 通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当 該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難 又は著しく不適当であると認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

第3条第1項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、

足

「行うこととしている」を「行うことその他のその方法が規定されている」に、「規則」 を「規則等」に、「電子情報処理組織(」を「規則等で定める電子情報処理組織(」に、 「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「)を使用して行わせる」を「以下同 じ。)を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「行われた申請等」を「電子情 報処理組織を使用する方法により行われた申請等」に、「を書面等により行うものとして 規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方 法」に、「当該申請等に」を「当該条例等その他の当該申請等に」に改め、同条第3項中 「行われた」を「電子情報処理組織を使用する方法により行われた」に、「同項の」を 「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、県の機関等 は、」を「申請等のうち」に、「により署名等をすることとしているもの」を「において 署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法によ り行う場合には、当該署名等」に、「氏名」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カ ード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。) の利用その他の氏名」に、「規則」を「規則等」に、「当該署名等に代えさせる」を「代 える」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第5条とする。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において高知県収入証紙による収入の方法をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(情報システム整備計画)

- 第3条 知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関等の情報システム(以下「情報システム」という。)の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する基本的な方針、県の機関等並びに県以外の地方公共団体及びその機関による情報システムの共用の推進に関する事項その他情報システムの整備に関する事項について、情報システムの整備に関する計画(以下「情報システム整備計画」という。)を策定するものとする。
- 2 知事は、情報システム整備計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。情報システム整備計画を変更したときも、同様とする。

(情報システムの整備等)

- **第4条** 県の機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。
- 2 県の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せ

て、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関等の事務 の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

本則に次の1条を加える。

(規則等への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- (高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 2 高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成19年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同条第1号ア中「高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「に掲げる」を「に規定する」に改め、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第9号ただし書中「高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第2条第6号に掲げる」を「高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第2条第7号に規定する」に改める。

森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月22日

高知県知事 濵田 省司

高知県条例第41号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

森林総合センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知県条例第6号)の一部を 次のように改正する。

別表第1中「宿泊室(洋室) 宿泊室(和室)」を「研修室 C 宿泊室」に改める。 別表第4の1の表中

宿泊室(洋室)	1人1泊	2,580円	3, 210円
宿泊室(和室)	1人1泊	1,240円	1,550円

を

 研修室C
 1 時間
 260円
 320円

 宿泊室
 1 人 1 泊
 2,580円
 3,210円

に改める。

RK+ BI

この条例は、公布の日から施行する。

4

······

高知県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年10月22日

高知県知事 濵田 省司

高知県条例第42号

高知県流域下水道条例の一部を改正する条例

高知県流域下水道条例(平成2年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

第2条第1項中「第25条の10第1項」を「第25条の22第1項」に改める。

第4条及び第9条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。